

平成 30 年第 2 回野洲市議会臨時会提出案件

1 専決処分の承認 3 件

□議第 52 号 専決処分につき承認を求めることについて(平成 29 年度野洲市一般会計補正予算(第 13 号))

①予算額

- ・補正前予算額 20, 179, 996 千円
- ・補正額 53 千円
- ・補正後予算額 20, 180, 049 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・譲与税及び交付金の額の確定による精査 (44,078 千円)
- ・特別交付税の額の確定による増額 (11,316 千円)
- ・財政調整基金繰入金の取り崩し額減額 (△111,918 千円)
- ・湖南広域行政組合(休日急病診療所分)過年度返還金の計上 (1,991 千円)

【歳出】

- ・平成 28 年度母子家庭等対策総合支援事業費に係る国庫補助金返還金の計上
(53 千円)

□議第 53 号 専決処分につき承認を求めることについて(野洲市税条例の一部を改正する条例)

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、野洲市税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものを、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

①概要

- ・第48条 内国法人（法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人）が合算課税の適用を受ける場合に、外国関係会社に対して課された我が国の所得税等、地方法人税及び法人住民税の額のうち合算対象とされた所得に対応する部分に相当する金額のうち、その内国法人の法人税及び地方法人税の額から控除しきれなかった金額を法人住民税の額から控除するもの
- ・附則第10条の2 第3項～第20項 わがまち特例の割合を定める規定
- ・附則第10条の3 第12項 特別特定建築物に該当する家屋のうち主に実演芸術の公演等を行う一定のものについて、建築物移動等円滑化誘導基準に適合させるよう改修工事を行った場合、当該家屋に係る固定資産税額の 1／3 に相当する金額（改修工事費の一定割合を上限とする。）を平成32年3月31日までの間2年度分を減額するもの

- ・附則第11条、第11条の2、第12条、第13条、第15条 評価替に伴う年度の更新
- ②施行日 平成 30 年 4 月 1 日

□議第 54 号 専決処分につき承認を求めることについて(野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

国民健康保険法施行令の一部が改正されたこと等に伴い、野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたことから、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したものを、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

①概要

- ・第 2 条 広域化に伴う課税額の定義の変更
- ・第 2 条第 2 項 医療保険分の課税限度額の引上げ
○54 万円→58 万円
- ・第 23 条 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について変更する。

○ 5 割軽減→被保険者数に乗ずる金額を 27 万円から 27 万 5 千円

○ 2 割軽減→被保険者数に乗ずる金額を 49 万円から 50 万円

被保険者に係る医療保険分、後期高齢者支援金等分、介護給付分の均等割額、平等割額に改正があったことから、特定世帯、特定継続世帯、その他の世帯のそれぞれにかかる均等割額、平等割額の 7 割軽減、5 割軽減、2 割軽減の軽減額の改正を行う。

②施行日 平成 30 年 4 月 1 日